

平成31年度 中小企業基盤強化プロジェクト推進事業 公募要領 (新規応募用)

【事前相談期間】

平成31年4月1日(月)～平成31年4月12日(金)

受付時間 9:00 ～ 17:00 月曜～金曜（祝祭日を除く）

【申請受付期間】

平成31年4月15日(月)～平成31年4月19日(金)

受付時間 9:00 ～ 17:00 月曜～金曜（祝祭日を除く）

※受付最終日は15:00まで（時間厳守）

【問い合わせ先】

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業事務局

公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課

德里、鈴木、新垣、吉岡、小濱、大嶺

〒901-0152 沖縄県那覇市字小祿 1831-1 沖縄産業支援センター4階

TEL : 098-859-6236 FAX : 098-859-6233 E-mail : kadai@okinawa-ric.or.jp

【事業委託者】

沖縄県 商工労働部 産業政策課

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業担当

TEL: 098-866-2330 FAX: 098-866-2440



公益財団法人

沖縄県産業振興公社

Okinawa Industry Promotion Public Corporation

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄県の補助事業であり、（公財）沖縄県産業振興公社が運営委託を受けております。

※「中小企業課題解決プロジェクト推進事業」は、平成31年度より標記事業名に名称を変更いたしました。

目 次

1. 事業の概要	1
(1) 目的及び各事業の内容	
(2) 事業の流れ	
2. 応募の要件	3
3. 支援内容	4
(1) 補助率、補助上限額	
(2) 公社専門コーディネーター等の配置	
(3) 補助対象期間	
(4) 補助対象経費	
4. 応募方法・提出資料	9
(1) 提出資料	
(2) 事前相談期間	
(3) 事前相談について	
(4) 申請受付期間	
(5) 申請に関する注意	
(6) 提出及び問い合わせ先	
5. 審査及び補助金の交付決定	14
(1) 審査の流れ	
(2) 審査基準	
(3) 審査結果の通知	
(4) 交付決定の取り消し	
6. 納税証明書の取得機関（別紙1）	15
7. 本事業における利益等排除について	17
8. 申請様式	別添

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業 公募要領

沖縄県（以下「県」という。）では、県内中小企業の経営基盤強化を図り、企業の持続的発展を促進するため、「平成31年度中小企業基盤強化プロジェクト推進事業」（以下「本事業」という。）を実施します。本事業を実施するにあたり、本要領に定める要件を満たす事業者のプロジェクト（事業企画）を募集します。

ただし、この公募手続は、平成31年度当初予算成立（沖縄振興特別交付金の交付決定）を前提とした事前準備手続であり、予算が成立しなかった場合は、プロジェクトに対する補助金の交付決定ができないことがありますので、予めご留意ください。

また、補助金の交付決定にあたっては、プロジェクトの内容が本事業の目的に沿った取組みとなっているか、プロジェクトの効果が適切であるか等について、内閣府の確認手続を経る必要がありますので、併せてご留意ください。

1. 事業の概要

(1) 目的及び各事業の内容

県内中小企業においては、既存事業や自社の強み・ノウハウを元に、新たな事業展開や企業間連携などのプロジェクトが各社にあるものの、経営基盤の脆弱さや人材不足等などから実行レベルで成果が上げられないという経営課題を有していることから、プロジェクトのブラッシュアップやプロジェクトの円滑な推進、実効性の向上を図る必要があります。

そこで、成長可能性のある県内中小企業や事業推進力の弱い小規模企業等による企業の枠を越えた連携体の有望プロジェクト（事業企画）を公募し、下記の2つの補助事業によりプロジェクトの取り組みを支援します。

① 課題解決プロジェクト

成長可能性の高いプロジェクトを有する県内中小企業者（個別企業）を対象に、企業が抱える様々な経営上の課題を解決するための実効性の高い提案プロジェクトに対し、（公財）沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）の専門コーディネーター等のハンズオン支援及びプロジェクトに要する費用の補助等を実施します。

② 企業連携プロジェクト

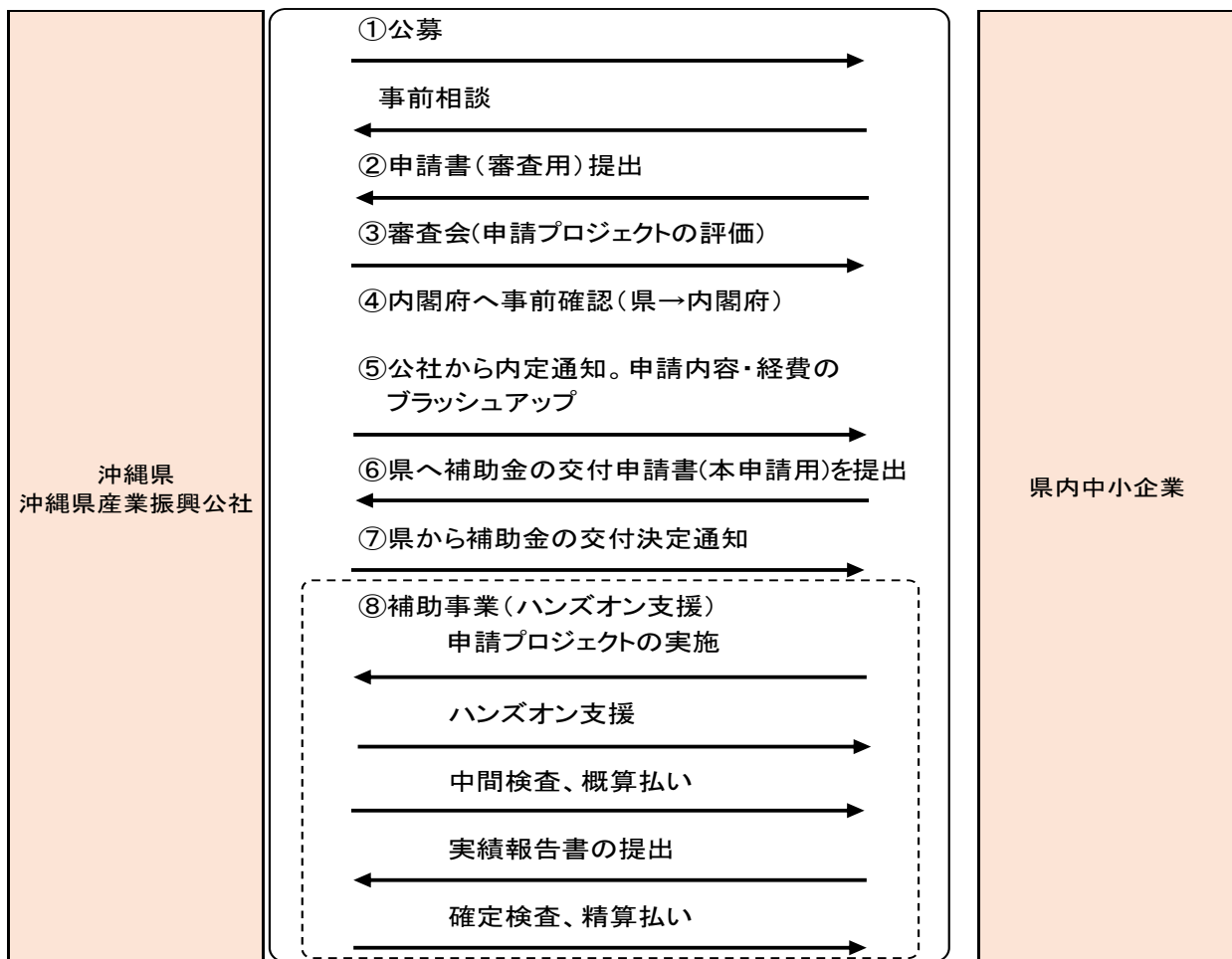
経済波及効果の高いプロジェクトを有する県内中小企業等で構成する複数企業の連携体（連携企業）を対象に、中小企業者が抱える様々な共通課題（業界課題等）の解決や、互いの強みや弱みを補完することによる相乗効果の発揮、経営基盤の強化、持続的な発展、地域の活性化等に取り組む提案プロジェクトに対し、公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援及びプロジェクトに要する費用の補助等を実施します。

(2) 事業の流れ

事業の流れは以下のとおりです。

- ① 県から本事業の運営管理を受託している公社がプロジェクトの公募を行います。プロジェクトの申請を希望する企業は、本事業の専門コーディネーター等に事前相談することができます。

- ② プロジェクトの申請を希望する企業（企業連携プロジェクトの場合は、連携体の代表者）は、公社に申請書（審査用）を提出します。
- ③ 外部有識者等で構成する審査委員会により厳正な審査を行い、プロジェクトを評価します。評価にあたり、申請者には、審査委員会にてプロジェクトの内容に関するプレゼンテーションを行っていただく場合があります。
- ④ 審査の結果、高い評価をうけたプロジェクトについては、その内容、事業効果等が本事業の主旨、成果が得られるか等について、県は内閣府に対し、事前確認を行います。
- ⑤ 公社は、内閣府から確認が得られたプロジェクトに対し、申請者へ内定通知を送付します。内定通知を受けた申請者は、公社の専門コーディネーター等とともにプロジェクトのブラッシュアップや、経費の精査等を行います。
- ⑥ ブラッシュアップ後、申請者は県に対し、補助金の交付申請書（本申請用）を提出します。
- ⑦ 県は、補助金交付決定に係る最終手続を経た上で、申請者に対し、補助金の交付決定を書面にて通知します。
- ⑧ 県の交付決定後は、公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援のもと、申請したプロジェクトを実施します。そして、プロジェクト終了後には、県に対し実績報告書を提出します。補助金の交付は、中間検査後の概算払い、実績報告後の精算払いの2回に分けて行います。



2. 応募の要件

プロジェクトに係る応募要件（共通事項）

- ・申請するプロジェクトの内容が、申請企業の経営基盤の強化や持続的発展につながることで見込まれること。
- ・本事業を活用することにより、取組みの成果や経済波及効果が見込まれること。
- ・申請するプロジェクトに係る事務や経理が行える十分な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援に対し、連携、協力する姿勢を有していること。
- ・採択企業が主体的に、かつ誠実に交付決定を受けた申請内容に則ってプロジェクトを推進することができること。（対象経費の大部分がコンサルティング費用等であるなど、申請者が主体的にプロジェクトを推進しないと判断される場合は、応募の要件をみたさないものとする。）
- ・県及び公社に対し、プロジェクトの進捗状況の報告や毎月の成果を報告できること。
- ・企業連携プロジェクトに申請する場合は、連携体を構成する企業の連名による企業連携体協定書（各構成員の代表者印を押印）を締結し、その目的、各構成員の役割等を明確化し、相互協力できる体制を構築していること。
- ・本事業の成果報告会等に事業内容や成果を公表できること。
- ・プロジェクトの実施期間及びプロジェクト終了後において、公社の実施する調査、取材等に応じられること。
- ・「平成 30 年度中小企業課題解決プロジェクト推進事業」の補助を受けた企業でないこと。（平成 30 年度に当事業の支援が終了した企業や、平成 31 年度の継続審査会にて継続不可となった企業は応募できません。）

各プロジェクトの応募要件

(1) 課題解決プロジェクト

成長可能性の高い提案プロジェクトを有している県内に本社を置く中小企業者

※中小企業者であること。（次頁の中小企業の定義を参照）

※株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社の法人または個人事業主（青色申告を行う者に限る）であること。

※原則、創業して3年を経過している事業者であること。

(2) 企業連携プロジェクト

県内に本社を有する2社以上の中小企業者による企業連携体（以下、「連携体」とする。）。

※その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が上記(1)の要件を満たし、かつ、その要件を満たした中小企業者が連携体の代表者となり、取りまとめて申請できること。

※企業連携プロジェクトは、県内中小企業者が主体となってプロジェクトに取り組む必要があります。連携体の構成員に、県外企業や(1)課題解決プロジェクトの要件に合致しない企業者等を入れることは可能(3分の1の範囲内)ですが、各社の取り組む経営課題等を明確にする必要があります、プロジェクトの代表企業は県内中小企業者である必要があります。

中小企業者の定義(中小企業基本法第2条に定める「中小企業者」)

業種・従業員規模・資本金規模において、下記①～④のいずれかを満たす、会社または個人事業主(従業員はパートを含む常時使用する従業員のみ)。

- ①製造業その他の業種：従業員数300人以下又は資本金又は出資総額3億円以下
- ②卸売業：従業員数100人以下又は資本金又は出資総額1億円以下
- ③小売業：従業員数50人以下又は資本金又は出資総額5,000万円以下
- ④サービス業：従業員数100人以下又は資本金又は出資総額5,000万円以下

3. 支援内容

(1) 補助率、補助上限額

① 課題解決プロジェクト

- 補助率：1年目9/10
- 補助額上限：500万円/件

※但し、次年度以降継続して採択される場合、補助率は2年目8/10、3年目7/10となります。

② 企業連携プロジェクト

- 補助率：1年目9/10
- 補助額上限：2,500万円/件

※但し、次年度以降継続して採択される場合、補助率は2年目8/10、3年目7/10となります。

(2) 補助金の交付予定件数(プロジェクト採択予定件数)

①課題解決プロジェクト、②企業連携プロジェクト、合わせて32件程度を交付する予定です(平成30年度からの継続プロジェクトも含む)。

(3) 公社専門コーディネーター等の配置

補助金の交付決定を受けた事業計画を共に推進するため、公社内に専門コーディネーター等を配置し、プロジェクトに対するコンサルティング、他企業とのマッチング、コーディネート、進捗管理等を実施します。

(4) 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定日(平成31年6月予定)から平成32年2月29日となります。

※本事業の補助対象期間は1事業年度ですが、年度ごとに進捗、成果等を検証し、当該年度内に実施する継続審査会にてプロジェクトの継続が認められた場合、最長3事業年度まで、継続して実施することができます。

(4) 補助対象経費

対象経費は下記の項目別に申請書に記載してください。

経費の区分	内 容
人件費	<p>主たる勤務地が沖縄県内で、採択プロジェクトの実施のために新規雇用*される従業員等（県内で勤務実態を有すること）</p> <p>（ア）人件費（基本給及び、技能給、職能給、職務給）</p> <p>（イ）社会保険料</p> <p>【*】 当事業での新規雇用とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 補助金交付決定日以降に新たに採用された従業員</p> <p>② プロジェクトに従事するために非正規雇用から正規雇用に変更された従業員</p> <p>③ 前年度本事業で人件費補助を受けており、今年度も継続して本事業に従事する従業員</p> <p>【制限事項】</p> <p>※プロジェクトに参加する企業に現在勤務している方（既存従業員）の人件費は対象となりません。</p> <p>※県外での新規雇用者は対象となりません。</p> <p>※賞与、時間外手当（みなし残業手当）、役員報酬、及び福利厚生に係る諸手当（家族手当、通勤手当、住宅手当等）は対象となりません。</p> <p>※補助対象となる新規雇用者は、採択プロジェクトを実施する企業に常勤として採用されていることを要件とし、原則として、兼業として雇い入れる場合の人件費は補助対象経費となりません。（必要性等を公社が判断し、認めた場合のみ可）</p> <p>※プロジェクトに従事している勤務時間が補助対象となります。プロジェクトに従事していない時間（休憩時間、他の業務に従事している時間、休暇や欠勤など）は補助対象とはなりません。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※人件費単価は市場相場及び他の社員と比べ不当に高額にならないようにしてください。</p> <p>※採択後、事業執行上発生する人件費については、従事時間及び作業内容がわかるタイムカード・業務日報等の作成が必要です。</p> <p>※社会保険料は、金額が明記された書類の作成が必要です。</p>
謝金	<p>専門家招聘に要する謝金（プロジェクトに必要な専門家の指導・助言、勉強会開催等のための講師への対価として支払われる経費）</p> <p>【禁止事項】</p> <p>※プロジェクトの進捗管理、公社コーディネーター等のハンズオン支援と同等の業務に係るような専門家の活用は対象となりません。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※謝金単価は市場価格と比べ不当に高額にならないようにしてください。</p> <p>※採択後、事業執行上発生する謝金については、専門家が作成する指導・助言等に対する内容を記載した資料の作成が必要です。</p> <p>※議事録等を作成し、会議の内容が確認できるようにすること。</p> <p>※必要に応じて謝金等について源泉徴収を行い、所轄税務署への納付は補助事業者において行い、証憑類等を保管すること。</p> <p>※コンサルタントへの謝金を支払った場合は具体的な内容を記載し、何に対して謝礼を支払ったか確認できるようにすること。</p>

経費の区分	内 容
旅費	<p>プロジェクト実施に係る職員旅費、専門家招聘に係る旅費、それらに付随する経費（原則、支払った実費を対象とする）</p> <p>① 航空運賃（原則として普通席・往復割引運賃を上限とする）</p> <p>② 宿泊費</p> <p>③ 公共交通機関の運賃（ただし、一乗車区間あたり1,000円未満（税抜）の経費は除く）</p> <p>④ タクシー代（県内を除く）</p> <p>⑤ レンタカー利用代金（但し、燃料費、駐車場代は対象外とし、有料高速道路の代金は高速道路を使用する合理性が認められる場合のみ認める）</p> <p>【禁止事項】</p> <p>※航空運賃は普通席運賃を補助対象とし、ファーストクラス、ビジネスクラスなどの特別席を利用した場合は、普通席と特別席の差額分は補助対象外とする。なお、特別席を利用する場合は、普通席と特別席の料金の差額を料金表等により明示する必要があり、当該差額分を明示できない場合は、当該航空運賃の全額補助対象外経費として扱う。</p> <p>（普通席と特別席との差額は、特別割引運賃などの同じ運賃区分における差額を意味する。 例）普通席・往復割引運賃：30,000円 / 普通席・特割運賃：20,000円 / 特別席・特割運賃：21,000円 / の場合で、特別席・特割運賃を利用した場合は、同じ運賃区分である特割運賃の普通席20,000円が補助対象となる。普通席・往復割引：30,000円を上限とするものではない。）</p> <p>※LCC（ローコストキャリア）を利用する場合は、JALやANA等のフルサービスキャリアにおいて航空運賃（普通席）に含まれる座席指定料金等は航空運賃に含めるものとする。</p> <p>※公共交通機関の運賃として、特別急行列車及び新幹線に係る運賃も含まれるが、補助対象となるのは利用区間が片道100km以上の場合に限る。また、航空運賃同様、グリーン車の料金等、運賃に別途加算される料金は対象外とし、普通席と特別席の差額が算出できない場合にあっては、補助対象外として扱う。</p> <p>※宿泊料に昼食、夕食、その他商品券、クーポン等のオプション料金が含まれている場合は、当該オプション料金相当額を減額するものとする。ただし、当該宿泊プランのスタンダード料金に無料特典が付加されている場合で、かつ、経済的、合理的な理由が認められる場合は減額しない。</p> <p>※催事出展の為の説明会だけの旅費や出展準備の為に発生する旅費は原則対象外とする。</p> <p>※1回の旅行で認める人数は2名迄とする。</p> <p>※連携プロジェクトにおいて複数企業が出張する場合、1回の旅行で認める人数は、各社1名まで（上限3名まで）とする。</p> <p>※その他この要領に定めのない事項については、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年条例第49号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける沖縄県職員の例による。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※旅費は、合理的かつ経済的な方法により実施すること。</p> <p>※旅費の目的、活動内容、成果（提案したプロジェクトに出張がどのような成果があったのか等）を具体的に記載した出張報告書を作成すること。</p> <p>※ホテルパックを利用した場合は、以下の方法により算定するものとする。</p>

経費の区分	内 容
	<p>< 算定式 (税込) ></p> <p>航空運賃 (往復) = ホテルパック料金 - (宿泊料 (上限) × 日数)</p> <p>ただし、ホテルパック料金が高額で、算出された航空運賃 (往復) が、同航路の既存航空運賃 (往復) の上限を超える場合は、航空運賃の上限及び宿泊料の上限の範囲内で補助対象経費として扱う。</p>
会議費 (ワークショップ含む)	<p>会議費および会場借料など、会議等開催にかかる経費。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※議事録 (日時、出席者、主な議事内容等) を作成すること。</p> <p>※基盤強化プロジェクトにおける小規模の勉強会、ワークショップを開催する場合は、原則としてプロジェクト対象企業の既存会議室を使用すること。</p>
新聞図書費	<p>資料購入費。</p> <p>【禁止事項】</p> <p>※資料 (図書等) を購入する場合は、原則20万円 (税込) 以内とする。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※購入した図書、参考文献、資料等は確認できるようにし、5年間保管すること。</p> <p>※調査研究等で20万円以上必要な場合は事前に公社に相談してください。</p>
消耗品費	<p>3万円未満 (税込)、又は使用可能期間が1年以内の各種消耗品購入に係る経費。</p> <p>【禁止事項】</p> <p>※固定資産として計上される備品・機械等は対象外。</p> <p>※汎用性のある機器 (パソコン、デジタルカメラ、スキャナー) 等は対象外とする。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※購入目的を明確にすること。</p> <p>※複数購入した場合は、受払簿を作成し、都度受払数量を明確にし、整理保管すること。</p>
通信運搬費	<p>① 郵便物の送付や物品の輸送等の経費</p> <p>② 通信費 (海外出張に伴うWi-Fiルーターのレンタルに関する経費に限る)</p> <p>【禁止事項】</p> <p>※原則、通信費 (電話料、プロバイダ料等) はすべて補助対象外とする。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※積算根拠、使用目的等を事前に明確にすること。</p> <p>※切手等を複数購入した場合は、受払簿を作成し、受払の都度受払数量を明確にし、整理保管すること (購入金額ではなく、プロジェクトで使用したものが補助対象となります)。</p>
研究開発費	<p>①研究開発費用</p> <p>②公設試等の試験費用</p> <p>③試作品製作費</p> <p>④研究開発機器リース費等</p> <p>⑤その他付随する経費</p> <p>【禁止事項】</p> <p>※不当に高額な額で購入等しないこと。原則として2社以上の見積りが必要。見積りが取得できない場合は、選定理由書にその理由を記載する必要がある。</p> <p>※プロジェクトの進捗管理、公社コーディネーター等のハンズオン支援と同等の業務に係るような専門家の活用は対象となりません。</p> <p>※研究開発に係る既存従業員の人件費は対象となりません。</p>

経費の区分	内 容
	<p>【注意事項】</p> <p>※リース等の契約を締結した場合は、補助対象期間以外は、企業の自己負担となります。</p> <p><u>※試作品と実際に販売する経費をまとめて購入する場合は、試作品と実際に販売する経費を分けて金額を算出すること。補助金対象経費は試作品にかかる経費のみとなります。</u></p> <p><u>※妥当性について、公社が確認します。発注する前に必ずご相談ください。</u></p> <p><u>※外部委託を行う場合は、委託内容に関する報告書を委託先に提出させること。</u></p>
調査費	<p>① マーケティング・市場調査に要する費用</p> <p>② セミナー参加・受講費</p> <p>③ その他必要と認められる調査費</p> <p>【注意事項】</p> <p><u>※妥当性について、公社が確認します。発注する前に必ずご相談ください。</u></p> <p><u>※委託を行う場合は、委託内容に関する報告書を委託先に提出させること。</u></p>
広告宣伝費	<p>① 見本市・展示商談会等にかかる出展料、装飾費及びこれに付随する経費</p> <p>② メディア活用による広告宣伝費（新聞・雑誌等記事掲載）</p> <p>③ 販売プロモーションに要する経費</p> <p>④ ホームページ作成にかかる費用</p> <p>【注意事項】</p> <p>※広告内容が確認できるものを保管すること。</p> <p>※広告の考え方(対象者、使用広告の理由)、広告の効果等を記載した資料等を作成すること。</p> <p><u>※妥当性について、公社が確認します。発注する前に必ずご相談ください。</u></p> <p><u>※委託を行う場合は、委託内容に関する報告書を委託先に提出させること。</u></p>
印刷製本費	<p>① チラシやパンフレット等の製作費（企画、デザイン等含む）</p> <p>② 印刷製本費</p> <p>【注意事項】</p> <p>※チラシやパンフレット等の製作は、プロジェクト実施のために必要と認められる部数とすること。受払簿を作成し、受払の都度受払数量を明確にし、整理保管すること（製作額ではなく、プロジェクトで使用したものが補助対象となります）</p>
その他経費	<p>上記の他に、当プロジェクトにおいて、特に必要と考えられる経費。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※その他経費については、公社がプロジェクトを推進するために本当に必要な経費かどうか、判断致します。<u>必ず事前にご相談ください。公社に確認なく発注した場合は補助金支給対象外とします。</u></p>

補助対象外となる経費として以下のようなものがあります。

- ① 一取引の合計金額が税抜 1,000 円未満の費用
- ② 設備投資に関わる費用
- ③ デジタルカメラ、PC（サーバー等を除く）、プリンタ等、他の用途でも使用できる汎用性の高い備品の費用
- ④ 販売を目的とした原材料の購入、販売商品の仕入等、直接収益の原価に当たる費用
- ⑤ 消費税、地方消費税等の租税公課
- ⑥ 航空運賃発券手数料、事務手数料、金利手数料及び振込手数料（国内外）
- ⑦ 知的財産権取得の為の申請費用や手数料

- ⑧ 燃料費（レンタカー、社用車、個人車両）
- ⑨ プロジェクト実施との関わりが認められない費用
- ⑩ プロジェクト推進の実質的な主体を委託する費用
- ⑪ 事前に公社の承認なく使用した費用*
- ⑫ 2-1 項の【制限事項】、【注意事項】、【禁止事項】に記載の有る認められない費用
- ⑬ その他、沖縄県または沖縄県産業振興公社が不適切と判断* した費用

(注) 高額物の調達に関して（WEB制作、ソフトウェア開発、外注、委託、コンサル謝金等）

補助対象経費の30%以上、または200万円（税抜）以上の調達に関して、公社が必要と判断した場合は、発注先選定のための審査会（プレゼンテーション）を義務付ける場合があります。

募集・選定～発注のプロセスに相応の時間を要することが考えられますので、高額物の調達には余裕をもって取り組んでください。

(注) 企業連携プロジェクトについて

代表企業が要した補助対象経費に限らず、同プロジェクトの連携企業が支出した対象経費についても補助対象とすることができます。

(注) 本事業における利益等排除について

「（参考資料）本事業における利益排除について」を参照。

4. 応募方法・提出資料

(1) 提出資料

課題解決プロジェクト、企業連携プロジェクトを申請する場合は、以下の申請書類、添付資料を提出して頂きます（手書きは不可です）。

なお、企業連携プロジェクトについては、連携体の構成員についても、会社の登記簿謄本等の添付書類を提出する必要があります。

	正本1部（片面印刷）	副本10部（両面印刷可）
申請書類	提出	提出
添付資料	提出	不要

【申請書類（法人・個人事業主共通資料）】

- ① 申請書（第1号様式）
- ② 企業概要書（別紙1）
- ③ 事業計画書（別紙2）
- ④ 補助事業対象経費（別紙3）
- ⑤ 収支計画書（別紙4）
- ⑥ プロジェクト概要書
- ⑦ 申請書類チェックシート

通しページを中央下に表記してください。

【添付資料】

＜法人の場合＞

- ⑧ 会社の登記簿謄本（原本）（履歴事項証明書）
- ⑨ 会社の定款（写し）
- ⑩ 納税証明書（原本）

※未納の税額がないことを確認するため以下の書類を提出してください。

ア 直近の法人税（証明書の種類：「その3の3」）→ 国税

イ 法人事業税・法人県民税 → 県税

ウ 法人市町村民税の納税証明書 → 市町村税

- ⑪ 直近3カ年の決算書（損益計算書、貸借対照表）※連携体含む
- ⑫ 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）

※見積書を取得できない場合は、その金額の妥当性が把握できる資料を添付してください。その他補足説明として必要な資料（プロジェクト計画詳細資料（申請書補足資料、任意様式）、会社案内、製品等のパンフレット）があれば添付してください。

- ⑬ H31年度企業連携体協定書（企業連携プロジェクトを申請する場合）

- ⑭ 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-Rなど。）：1つ。

（※申請に係る書類及び電子媒体は返却いたしません。電子媒体をUSBメモリー等で提出した場合も、返却しませんのでご注意ください。pdfファイルは原則不可とします。またWindowsパソコンで文字化け等がなく、使用可能であるかを確認したうえで提出してください。）

＜個人事業主の場合＞

- ⑧ 納税証明書（原本）

※未納の税額がないことを確認するため、以下の書類を提出してください。

ア 直近の所得税及び復興特別所得税（証明書の種類：「その3の2」）

→ 国税

イ 個人事業税 → 県税

ウ 市町村県民税の納税証明書 → 市町村税

- ⑨ 直近3カ年の確定申告書
- ⑩ 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）

※見積書を取得できない場合は、その金額の妥当性が把握できる資料を添付してください。その他補足説明として必要な資料（プロジェクト計画詳細資料（申

請書補足資料、任意様式)、会社案内、製品等のパンフレット)があれば添付してください。

- ⑪ H31年度企業連携体協定書 (企業連携プロジェクトを申請する場合)
- ⑫ 申請書類のデータを格納した電子媒体 (CD-R、DVD-Rなど。) : 1つ。

(※申請に係る書類及び電子媒体は返却いたしません。電子媒体をUSBメモリー等で提出した場合も、返却しませんのでご注意ください。pdfファイルは原則不可とします。またWindowsパソコンで文字化け等がなく、使用可能であるかを確認したうえで提出してください。)

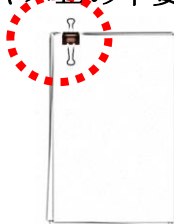
*参考：取得機関

所 管	法人の場合	個人事業主の場合
税務署 (国税)	法人税	所得税及び復興特別所得税
県税事務所 (県税)	法人事業税、法人県民税	個人事業税
市町村税事務所 (市町村税)	法人市町村民税	市町村県民税

電子媒体に格納する①～⑦の書類はExcelブック 1ファイルになりますが、そのファイル名は必ず以下のとおり企業名をつけてください。(ファイル拡張子は省略しています。)

<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決プロジェクトの場合 ファイル名⇒「申請書 (申請企業名)」 ・企業連携プロジェクトの場合 ファイル名⇒「申請書 (代表企業名)」 <p>例)「株式会社産業振興公社」の場合 ファイル名⇒ 申請書 (産業振興公社)</p>

※正本・副本ともに左側に縦2穴で穴を開け、部単位でダブルクリップ止めしてください (ホチキス止め不要、ファイルつづり不要)。



※申請書類、添付資料は全てA4サイズとし、A4サイズでない場合は、コピー・貼付けする等 A4サイズ統一での提出をお願いします。

※正式な申請書類は、沖縄県産業振興公社HPからダウンロードできます。

<http://okinawa-ric.jp/>

(2) 事前相談期間

平成 31 年 4 月 1 日(月)～平成 31 年 4 月 12 日(金)

受付時間 9:00～17:00 ※月曜～金曜（祝祭日を除く）、昼休憩 12:00～13:00 を除く

(3) 事前相談について

事前相談は、本事業担当の公社専門コーディネーター等が申請企業の経営課題に対する的確性や有効性、経済波及効果など、プロジェクト内容（課題が明確か、経済波及性があるか等）の相談に応じます。

また、既に作成された**申請書**をもとに、経営課題、プロジェクトの内容、スケジュール、必要経費の整合性等について、プロジェクトの効果をより高められるようアドバイスを実施します。

なお、相談回数はプロジェクト1件あたり最大2回までとさせていただきます。

※事前相談（電話相談を含む）は、大変込み合うことが予想されます。必ず、電話にて公社担当までご連絡の上、面談予約をお取りください（メールでの予約は不可）。予約がない場合は、電話による事前相談であっても対応いたしかねますので、予めご了承ください。

(4) 申請受付期間

平成 31 年 4 月 15 日(月)～平成 31 年 4 月 19 日(金)

受付時間 4/15(月)～4/18(木) 9:00～17:00、4/19(金) 9:00～15:00

(昼休憩 12:00～13:00 を除く)

※最終日のみ、受付時間が 15 時となっております。混雑が予想されますので、時間に余裕をもって提出してください。

(注) 書類に不備等がある場合は、審査の対象となりません。申請書類を必ず確認してから提出してください。

(注) 郵送の場合でも、申請受付期間の締切までに到着したものに限りです。

(注) 期限を過ぎてからの提出、差替えは受け付けませんので、期限に余裕を持って提出してください。

(注) F A X 及びメールによる提出は受け付けません。

(注) なお、提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(4) 申請に関する注意

- ① 同一のプロジェクトまたは内容で国、公共団体、またはそれらに準ずる公的補助制度による補助（委託事業を含む）を受けている場合、補助金の交付が決定している場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがあります。
- ② 採択に至った場合でも、補助金交付額は、審査・査定などの結果により、申請額と異なる場合があります。

- ③ 補助金が交付決定された場合は、申請者の企業名、プロジェクトの内容などを一般（新聞、ホームページ等）に公表することがあります。
- ④ 当事業の成果を事業終了後、成果報告会で公表することを予定しております。
- ⑤ 事業終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ評価（追跡調査）を行うことがあります。
- ⑥ 当該プロジェクトによる直接的収益が生じたと認められるときには、当該申請事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させる場合があります。
- ⑦ 補助金に係る経理について、証憑類を整理し、かつこれらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

(6) 提出及び問い合わせ先

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業事務局
公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課
担当：德里、鈴木、新垣、吉岡、小濱、大嶺
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1
TEL：098-859-6236 FAX：098-859-6233
E-mail: kadai@okinawa-ric.or.jp

5. 審査及び補助金の交付決定

(1) 審査の流れ

- ① 一次審査（要件審査、書類審査）
対象要件、プロジェクトの申請内容に関する審査を行います。
- ② 二次審査（外部有識者による審査会）
外部有識者による審査会にて申請プロジェクトの審査を行います。
必要に応じて申請者のプレゼンによるプロジェクトの評価を行います。
- ③ 内閣府への事前確認
二次審査にて高い評価を受けたプロジェクトについては、計画内容や事業効果等が本事業の主旨に合致しているかなど、内閣府の事前確認が必要となります。内閣府の確認を得た後、県が採択企業を内定します。
※内閣府の確認が得られないプロジェクトについては、不採択となります。

なお、上記審査は非公開で行いますので、審査結果や、審査の経過等に関する問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承の上、申請してください。

(2) 審査基準

主に以下の項目を重点的に評価し、総合的な審査を行います。

- ① 課題の的確性
- ② プロジェクトの有効性
- ③ プロジェクトの実現性
- ④ プロジェクトの計画性（一貫性、費用対効果、補助金の積算の妥当性等）
- ⑤ プロジェクトの市場性や成長性
- ⑥ プロジェクトの推進応力および体制
- ⑦ 県内の地域・産業・経済に対する貢献度、経済波及効果
- ⑧ <企業連携プロジェクトの場合> 連携体制の意義、機能性(役割、体制)など

(3) 審査結果の通知と本申請

審査結果（採択の可否）については、上記の審査の流れを経て、公社から申請者に通知します。

プロジェクトの内定通知を受けた申請者は、県から補助金の交付決定を受けるために、改めて県へ補助金交付申請書（本申請）を提出しなければなりません。申請書を提出した後、県の最終手続を経た上で、県は正式に補助金の交付決定を書面により通知いたします。

(4) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰金の適用などを行うことがあります。

6. 納税証明書の取得機関

(別紙1)

【税務署（国税）】※納税証明書は申告・納税を行っている税務署にて取得できます。他の税務署では取得できません。

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号
石垣	907-8502	石垣市字登野城 8 番地	0980-82-3074
沖縄	904-2193	沖縄市東 2 丁目 1 番 1 号	098-938-0031
北那覇	901-2550	浦添市宮城 5 丁目 6 番 12 号	098-877-1324
名護	905-8668	名護市東江 4 丁目 10 番 1 号	0980-52-2920
那覇	900-8543	那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101
宮古島	906-8601	宮古島市平良字東仲宗根 807 番地の 7	0980-72-4874

【県税事務所（県税）】※納税証明書は申告・納税を行っている県税事務所にて取得できます。
他の県税事務所では取得できません。

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
那覇県税事務所	900-0029	那覇市旭町 116-37(沖縄県南部合同庁舎 2・3F)	098-867-1066
コザ県税事務所	904-2155	沖縄市美原一丁目 6 番 34 号(沖縄県中部合同庁舎 1 階)	098-894-6500
名護県税事務所	905-0015	名護市大南一丁目 13 番 11 号(沖縄県北部合同庁舎 1 階)	0980-52-2824
宮古事務所県税課	906-0012	宮古島市平良字西里 1125(沖縄県宮古合同庁舎 1 階)	0980-72-2553
八重山事務所県税課	907-0002	石垣市字真栄里 438-1(沖縄県八重山合同庁舎 1 階)	0980-82-3045

【市町村税事務所（市町村税）】※納税証明書は申告・納税を行っている市町村にて取得できます。
他の市町村では取得できません。

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
那覇市	900-8585	那覇市泉崎 1-1-1	098-862-9903
宜野湾市	901-2710	宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-893-4411
石垣市	907-8501	石垣市美崎町 14	0980-87-9041
浦添市	901-2501	浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1234
名護市	905-8540	名護市港 1-1-1	0980-53-1212
糸満市	901-0392	糸満市潮崎町 1-1	098-840-8111
沖縄市	904-8501	沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-1212
豊見城市	901-0292	豊見城市宜保一丁目 1 番地 1	098-850-0245
うるま市	904-2292	うるま市みどり町 1-1-1	098-973-3206

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
宮古島市	906-8501	宮古島市平良字西里 186	0980-72-3751
南城市	901-1495	南城市佐敷字新里 1870 番地	098-917-5328
国頭村	905-1495	国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	905-1392	大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東 村	905-1292	東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	905-0292	本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	904-0492	恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	904-1392	宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	904-1292	金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	905-0592	伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	904-0392	読谷村字座喜味 2901	098-982-9200
嘉手納町	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	904-0192	北谷町字桑江 226	098-936-1234
北中城村	901-2392	北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	901-2493	中城村字当間 176	098-895-2131
西原町	903-0220	西原町与那城 140 番地の 1	098-945-5011
与那原町	901-1392	与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南風原町	901-1195	南風原町字兼城 686	098-889-4415
渡嘉敷村	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	901-3496	座間味村字座間味 109	098-987-2311
粟国村	901-3792	粟国村字東 367	098-988-2016
渡名喜村	901-3692	渡名喜村字渡名喜 1917-3	098-989-2002
南大東村	901-3895	南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北大東村	901-3992	北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊平屋村	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	905-0695	伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
久米島町	901-3193	久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	901-0492	八重瀬町字東風平 1188 番地	098-998-2200
多良間村	906-0692	多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2011
竹富町	907-8503	石垣市美崎町 11 番地 1	0980-82-6191
与那国町	907-1801	与那国町字与那国 129	0980-87-2241

7. 本事業における利益等排除について

本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（４）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条（大蔵省令第59号）で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）
- （４）企業連携において、過年度の連携体に属している会社

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

第1号様式

2019年4月19日

公益財団法人沖縄県産業振興公社
理事長 殿

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業企業連携体

【申請者】 〒901-0152

住所：沖縄県那覇市字小禄1831番地1
沖縄産業支援センター401号

会社名：株式会社沖縄県産業振興公社

代表者名：代表取締役 沖縄 太郎 印

電話番号：098(859)6255

平成31年度 中小企業基盤強化プロジェクト推進事業 申請書

中小企業基盤強化プロジェクト推進事業について、下記のとおり関係書類を添えて提案致します。

－ 記 －

(申請事業)

企業連携プロジェクト推進事業(補助上限額2,500万円)

新規(1年目) 補助率 9/10

プロジェクト名

海外観光客向け新商品開発と販路開拓プロジェクト

補助金申請額

¥12,366,000

連携企業名

有限会社新菓子流通

(関係書類)

1. 申請書類チェックシート
2. プロジェクト概要書
3. 申請書類のデータを格納した電子媒体

(申請書類)

4. 申請書 第1号様式
5. 企業概要書(別紙1)
6. 事業計画書(別紙2)
7. 補助事業対象経費(別紙3)
8. 収支計画書(別紙4)

(添付書類)

9. 会社の登記簿謄本
10. 会社の定款(写し)
11. 法人税、法人事業税、法人住民税(国税・県税・市町村税)の納税証明書
12. 直近3ヶ年の決算書(損益計算書、貸借対照表)
13. 補助対象経費積算根拠資料
14. 会社案内等のパンフレットや当事業やプロジェクトに必要な資料

企業概要書(申請企業)

企業名	株式会社沖縄県産業振興公社					
代表者	役職	代表取締役	ふりがな	おきなわ たろう		
			氏名	沖縄 太郎		
本社所在地	〒 901-0152		電話番号	098(859)6255		
	沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター401号					
業種	食品製造業					
事業内容	沖縄食材を使用した菓子、スイーツの製造・販売					
資本金	10,000 (千円)		従業員数	20 人(内非正規: 10)		
設立年月	西暦 2000 年 1 月		決算月	12 月		
株主構成	株主名	関係	比率	製品・サービス名	比率	
	沖縄太郎	代表取締役	60.0 %	菓子	100.0 %	
	沖縄次郎	取締役	30.0 %		%	
	琉球花子	代表者の妻	10.0 %		%	
	その他		%	その他	%	
	合計		100.0 %	合計	100.0 %	
主要販売先	会社名	製品・サービス名	比率	会社名	製品・サービス名	比率
	A社	菓子	40.0 %	E社	食材	60.0 %
	B社	〃	15.0 %	F社	調味料	10.0 %
	C社	〃	15.0 %	G社	包材	15.0 %
	D社	〃	15.0 %			%
	その他		15.0 %	その他		15.0 %
	合計		100.0 %	合計	100.0 %	
(1) 企業等の沿革(創業の経緯、資本金・事業の推移)						
2000年 1月 資本金1,000万円で那覇市にて創業						
2003年 4月 HACCP認証						
2010年 1月 大阪支店開設						
(2) 自社の主力商品・サービスの内容						
菓子類 「琉球固焼せんべい」 「琉球紅イモせんべい」 スイーツ類 「小禄紅イモアイス」 「小禄紅イモパフェ」						
(3) 経営状況と見通し						
創業融資を2000年3月に受け、2007年に返済完了してからは無借金経営を行っている。 「琉球固焼せんべい」が創業時より毎年3~10%の売上増を続け当社の主力商品となっているものの、2013年より横ばいの状態。 現在は確実に経常利益を生み出せてはいるが、今後不安がある。 利益が出ている今のうちに次のヒット商品を開発し、創業時のような右肩上がりの経営にシフトして行きたい。						

企業概要書(連携企業)

企業名	有限会社新菓子流通					
代表者	役職	代表取締役	ふりがな	りゅうきゅう たろう		
			氏名	琉球 太郎		
本社所在地	〒 0000-0000			電話番号	098(000)0000	
	沖縄県那覇市字小祿町1丁目1番地1号					
業種	卸売業					
事業内容	冷蔵、冷凍、常温の3温度帯の保管倉庫を保有。県産食品を主に県外に出荷している。					
資本金	50,000 (千円)		従業員数	33 人(内非正規: 0)		
設立年月	西暦 1990 年 4 月		決算月	3 月		
株主構成	株主名	関係	比率	製品・サービス名	比率	
	琉球太郎	代表取締役	70.0 %	食品販売	70.0 %	
	琉球一郎	会長	30.0 %	保管・輸配送	30.0 %	
			%		%	
	その他		%	その他	%	
	合計		100.0 %	合計	100.0 %	
主要販売先	会社名	製品・サービス名	比率	会社名	製品・サービス名	比率
	X社	菓子販売	50.0 %	AA社	食品仕入	60.0 %
	Y社	保管	30.0 %	BB社	食品仕入	10.0 %
			%	CC社	梱包材	10.0 %
	その他	一般貨物輸送	20.0 %	DD社	食品仕入	5.0 %
	合計		100.0 %	合計	100.0 %	
(1) 企業等の沿革(創業の経緯、資本金・事業の推移)						
<p>1990年 4月 那覇市に資本金30,000千円で創業</p> <p>2000年 4月 琉球太郎が代表取締役就任 資本金50,000千円に増資</p> <p>2001年 4月 沖縄県糸満市に冷蔵倉庫建立</p> <p>2003年 4月 " 冷凍倉庫建立</p>						
(2) 自社の主力商品・サービスの内容						
<p>冷蔵、冷凍、常温の3倉庫を保有し、県内卸売業の中では最も保管設備が整った卸売業の1社である。</p> <p>食品の仕入販売を行っているほか、営業倉庫、一般貨物輸送も手掛けている。</p>						
(3) 経営状況と見通し						
<p>食品販売が売上の50%を占めるが、倉庫の容量的に飽和状態であり、委託倉庫を使用している状況。</p> <p>委託を減らすことで増益が見込めるが、そのためには在庫回転率の向上、作業生産性の向上が必要となるが、現在は取り組めていない。</p> <p>この状況が続けば取引が増えても全て委託先に委ねることになり、売上が伸びたとしても利益は伸びない状況が続いてしまう。</p> <p>逆に在庫回転率の向上、作業生産性の向上に取り組むことで取引増加が直接利益になるため、この社内改革を成功させることで経営状況が好転する。</p>						

項目	決算期	平成28年12月期		平成29年12月期		平成30年12月期		
		金額	指数	金額	指数	金額	指数	
財政状態	流動資産	¥ 8,247	100	¥ 8,659	105	¥ 9,302	107	
	固定資産	¥ 2,379	100	¥ 2,522	106	¥ 2,100	83	
	総資産	¥ 10,804	100	¥ 11,344	105	¥ 12,321	109	
	流動負債	¥ 2,697	100	¥ 2,859	106	¥ 3,090	108	
	固定負債	¥ 19,656	100	¥ 21,032	107	¥ 22,980	109	
	資本金	¥ 10,000	100	¥ 10,000	100	¥ 10,000	100	
	自己資本(純資産)	¥ 9,884	100	¥ 10,378	105	¥ 1,899	18	
経営状態	売上高	¥ 60,796	100	¥ 66,876	110	¥ 68,980	103	
	売上総利益	¥ 2,033	100	¥ 2,135	105	¥ 2,177	102	
	営業利益	¥ 5,549	100	¥ 5,882	106	¥ 5,882	100	
	経常利益	¥ 5,237	100	¥ 5,551	106	¥ 5,551	100	
	税引後当期純利益	¥ 5,167	100	¥ 5,477	106	¥ 5,477	100	
	固定費	¥ 1,271	100	¥ 1,347	106	¥ 1,347	100	
	人件費 ※	¥ 32,040	100	¥ 33,962	106	¥ 33,962	100	
	減価償却費	¥ 2,876	100	¥ 3,049	106	¥ 3,049	100	
	支払金利手数料	¥ 37	100	¥ 39	106	¥ 39	100	
	従業員数(含パート)	20	100	19	95	20	105	
財務比率分析	財務	損益分岐点売上高	¥ 11,873	100	¥ 13,061	110	¥ 13,472	103
		フリーキャッシュフロー	¥ 8,043	100	¥ 8,526	106	¥ 8,526	100
	収益性	総資本経常利益率	48.47%	100	48.93%	101	45.05%	92
		損益分岐点操業度	19.53%	100	19.53%	100	19.53%	100
		売上高経常利益率	8.61%	100	8.30%	96	8.05%	97
		総資本回転率	562.72%	100	589.51%	105	559.86%	95
		一人年間経常利益	¥ 262	100	¥ 292	112	¥ 278	95
	安全性	自己資本比率	91.48%	100	91.48%	100	15.41%	17
		固定比率	22.02%	100	22.23%	101	17.04%	77
		流動比率	305.78%	100	302.90%	99	301.04%	99
		売上高金利率	0.06%	100	0.06%	96	0.06%	97
	成長性	人件費増加率	15.00%	100	106.00%	707	100.00%	94
		売上高増加率	10.00%	100	110.00%	1100	103.15%	94
		限界利益増加率	1.10%	100	105.00%	9545	102.00%	97
		経常利益増加率	0.90%	100	106.00%	11778	100.00%	94
		固定資産増加率	8.90%	100	106.00%	1191	83.28%	79
	商品力	限界利益率	10.70%	100	10.32%	96	10.00%	97
	生産性	一人月当限界利益	¥ 27	100	¥ 30	112	¥ 29	95
		労働分配率	492.32%	100	492.32%	100	492.32%	100
特記事項								

※人件費は、賃金・賞与・雑給・法定福利費・厚生費・退職金・役員報酬が含まれるものとします。

項目		決算期		会社名		有限会社新葉子流通		
		平成29年3月期	指数	平成30年3月期	指数	平成31年3月期	指数	
財政状態	流動資産	¥ 12,222	100	¥ 12,833	105	¥ 12,961	101	
	固定資産	¥ 43,347	100	¥ 45,948	106	¥ 61,100	133	
	総資産	¥ 267,780	100	¥ 281,169	105	¥ 122,327	44	
	流動負債	¥ 26,978	100	¥ 28,597	106	¥ 30,890	108	
	固定負債	¥ 196,561	100	¥ 210,320	107	¥ 229,080	109	
	資本金	¥ 50,000	100	¥ 50,000	100	¥ 50,000	100	
	自己資本(純資産)	¥ 9,884	100	¥ 10,378	105	¥ 12,189	117	
経営状態	売上高	¥ 607,969	100	¥ 668,766	110	¥ 68,980	10	
	売上総利益	¥ 20,332	100	¥ 21,349	105	¥ 21,776	102	
	営業利益	¥ 55,492	100	¥ 58,822	106	¥ 5,882	10	
	経常利益	¥ 52,371	100	¥ 55,513	106	¥ 55,513	100	
	税引後当期純利益	¥ 516,711	100	¥ 547,714	106	¥ 547,714	100	
	固定費	¥ 1,271,110	100	¥ 1,347,377	106	¥ 1,347,377	100	
	人件費 ※	¥ 32,040	100	¥ 33,962	106	¥ 33,962	100	
	減価償却費	¥ 2,876	100	¥ 3,049	106	¥ 3,049	100	
	支払金利手数料	¥ 29,800	100	¥ 31,588	106	¥ 31,588	100	
	従業員数(含パート)	30	100	36	120	33	92	
財務比率分析	財務	損益分岐点売上高	¥ 583,911	100	¥ 642,302	110	¥ 66,250	10
		フリーキャッシュフロー	¥ 519,587	100	¥ 550,762	106	¥ 550,762	100
	収益性	総資本経常利益率	19.56%	100	19.74%	101	45.38%	230
		損益分岐点操業度	96.04%	100	96.04%	100	96.04%	100
		売上高経常利益率	8.61%	100	8.30%	96	80.48%	970
		総資本回転率	227.04%	100	237.85%	105	56.39%	24
		一人年間経常利益	¥ 1,746	100	¥ 1,542	88	¥ 1,682	109
	安全性	自己資本比率	3.69%	100	3.69%	100	9.96%	270
		固定比率	16.19%	100	16.34%	101	49.95%	306
		流動比率	45.30%	100	44.88%	99	41.96%	94
		売上高金利率	4.90%	100	4.72%	96	45.79%	970
	成長性	人件費増加率	15.00%	100	106.00%	707	100.00%	94
		売上高増加率	10.00%	100	110.00%	1100	10.31%	9
		限界利益増加率	1.10%	100	105.00%	9545	102.00%	97
		経常利益増加率	0.90%	100	106.00%	11778	100.00%	94
		固定資産増加率	8.90%	100	106.00%	1191	132.98%	125
	商品力	限界利益率	217.69%	100	209.77%	96	2033.76%	970
	生産性	一人月当限界利益	¥ 3,676	100	¥ 3,247	88	¥ 3,543	109
		労働分配率	2.42%	100	2.42%	100	2.42%	100
特記事項								

※人件費は、賃金・賞与・雑給・法定福利費・厚生費・退職金・役員報酬が含まれるものとします。

(別紙1-3)

(金融状況) 平成 31 年 3 月現在

会社名 株式会社沖縄県産業振興公社

金融機関名	預金	借入	備考
沖縄産業銀行	¥3,032,990		
琉球興行銀行	¥25,000,000	¥350,000,000	
合計	¥28,032,990	¥350,000,000	
財務状況	良好		

(現状分析)

機会(外部要因)	脅威(外部要因)
<ul style="list-style-type: none">・県内道路整備の良好化・低燃費車の一般化・得意先からの作業品質に対する高評価	<ul style="list-style-type: none">・県外企業の沖縄進出
強み(内部要因)	弱み(内部要因)
<ul style="list-style-type: none">・配送車両すべてがデジタコ搭載車・10年連続無事故無違反	<ul style="list-style-type: none">・社員の高齢化・社員の定着率が良くない
特記事項	

※内容が多くなる場合は、適宜スペースを大きくして次ページに記載して下さい。

(別紙1-3)

(金融状況) 平成 31 年 3 月現在

会社名 **株式会社沖縄県産業振興公社**

金融機関名	預金	借入	備考
沖縄産業銀行	¥3,032,990		
合計	¥3,032,990	¥0	
財務状況	良好		

(現状分析)

機会(外部要因)	脅威(外部要因)
<ul style="list-style-type: none">・インバウンド客の増加・円高・得意先からの品質に対する高評価	<ul style="list-style-type: none">・観光土産製造業の増加・県外企業の沖縄進出
強み(内部要因)	弱み(内部要因)
<ul style="list-style-type: none">・社員のやる気・HACCP認定企業・職人肌	<ul style="list-style-type: none">・社員の高齢化・ベテラン社員の技術を引き継ぐ若者がいない
特記事項	

※内容が多くなる場合は、適宜スペースを大きくして次ページに記載して下さい。

(別紙1-4)

会社名 **株式会社沖縄県産業振興公社**

(補助金を伴う公的事業・制度の申請及び採択状況並びにその効果)※不採択事業は記入の必要はありません。

沖縄県・中小企業支援機関の公的補助への申請経験 (該当する口を■に修正してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
--	--	-----------------------------

事業制度名	グローバル産業人材育成事業	状況	完了
公的機関名	沖縄県産業振興公社		
プロジェクト名	国外菓子メーカー招聘による海外旅行客向け商品開発調査		
実施期間	2018 年 6 月 ~ 2019 年 2 月		
予算規模	600,000 千円(全体)		
申請代表者名	沖縄 太郎		
連携・関係社名			
事業内容の概略	海外菓子メーカーの商品開発担当者を招聘し、海外旅行客に好まれる菓子土産品の調査を行う。		
本申請との相違点	商品開発前の調査までであり、実際の商品開発は行わない。		

事業制度名		状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~	年 月	
予算規模	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

事業制度名		状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~	年 月	
予算規模	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

※複数ある場合は、適宜シートをコピーして追加してください。

(別紙1-4)

会社名 **有限会社新菓子流通**

(補助金を伴う公的事業・制度の申請及び採択状況並びにその効果)※不採択事業は記入の必要はありません。

沖縄県・中小企業支援機関の公的補助への申請経験 (該当する口を■に修正してください。)	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない
--	--

事業制度名		状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~	年 月	
予算規模	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

事業制度名		状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~	年 月	
予算規模	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

事業制度名		状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~	年 月	
予算規模	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

※複数ある場合は、適宜シートをコピーして追加してください。

事業計画書

企業名	株式会社沖縄県産業振興公社
連携企業名	有限会社新菓子流通
プロジェクト名	海外観光客向け新商品開発と販路開拓プロジェクト
プロジェクトの内容	
I. 現状及び課題(現状分析を踏まえたうえで、当事業で解決したい課題を記載してください。)	
(現状) (沖縄県産業振興公社) ・旧来の商品が伸び悩んでおり、新商品の市場投入が必要である。 ・黒字経営を続けているが、赤字転落のリスクマネジメントがなされていない。 ・販売先が県内のみとなっている。 (新菓子流通) ・倉庫が飽和状態 ・外注比率が高い(安易に再委託している) ・販売先の新規開拓が出来ておらず、数年前から同一ルート配送を行っている。	
(課題) 二社の現状は企業としての成長が止まった状態であり、2社とも現在は黒字経営を行っているが赤字にならないための策が無い状態である。 この策は赤字になってから考えるのでは復活までの時間が掛かるため、黒字である現在に取り組みなければならない。 以下に二社の共通課題を記す。 ・新商品開発による新収入源の獲得(売上増加) ・サプライチェーン構築による物流機能改善(コスト削減)	
II. プロジェクトの内容(取り組み内容を内容を計画①、計画②というように記載してください。)	
計画①	新商品開発(株式会社沖縄県産業振興公社が主体) 沖縄県には長寿のイメージが強いため、沖縄県産食材を使用した菓子を開発する。 具体的には、.....
計画②	商品販路開拓(有限会社新菓子流通が主体) 新規販売先獲得の為、東京で開催される商談会に出展する。 出展する展示会は、.....
計画③	新商品の周知プロモーションを実施する(株式会社沖縄県産業振興公社が主体) SNSやホームページを活用し新商品の認知度UPに向けた活動を行う。 具体的には.....

※内容が多くなる場合は、ページを追加してください。

事業計画書

プロジェクトの内容

Ⅲ. プロジェクトの期待する成果及び優位性(数値上の目標を明確に記載してください。また優位性は競合他社との比較等を記載してください。)

(期待する成果)

新商品開発により、既存商品のライフサイクルに依存しない経営が実現する。
2社が連携を組むことで、製販一体となったサプライチェーンの構築が実現する。
沖縄県内の中小企業でサプライチェーン構築による、売上利益拡大に向けた取り組みを行っている中小企業は殆ど無いはずなので、他社との差別化を図る契機となる。
また、2社が協業することでそれぞれの会社の重複業務が削減されるため、コスト削減にも期待効果が高い。

売上拡大

申請企業の生産ラインの90%を稼働させることを目標とする。
その際の新商品生産量は258t/月が見込まれるため売上・売上総利益を試算すると添付資料1の効果が得られる。(添付資料1参照)

コスト削減効果

問屋が生産指示を発行する形式に代わるため、受発注に関わる事務コストが、問屋側の事務コストは変わらないが、生産事務が約30%程度に削減可能な見込み。
添付資料1の効果が得られる。(添付資料1参照)

(優位性)

コスト削減が計れるため、キャンペーン等を頻繁に実施する事が可能となるので、同規模の製造者とは価格競争力において優位となる。

Ⅳ. 沖縄県の地域・産業・経済に対する貢献、波及効果
(連携プロジェクトの場合、連携意義をあわせて記載して下さい。)

(地域・産業・経済に対する貢献)

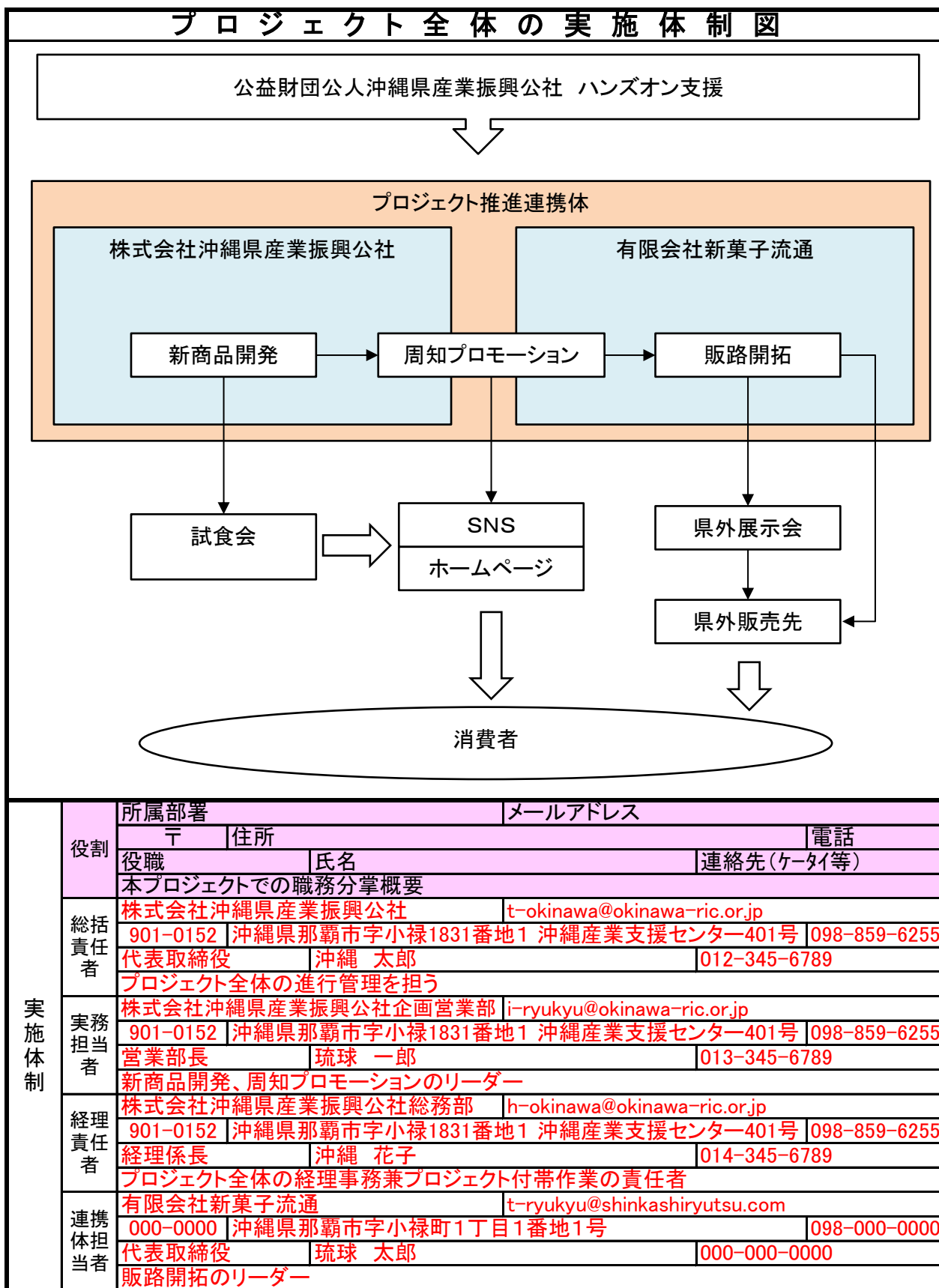
沖縄県の食品流通に関わる中小企業はプロダクトアウト型の生産を行っているが、サプライチェーンを構築する事でマーケットイン型の生産にシフトできる。
この事により、無駄な生産を減らし、流通在庫を減らすことが可能になる。
本プロジェクトは大企業ではなくても中小企業の協業と工夫により、売上増、コストダウンを実現するもので利益の創出が可能になる取り組みである。
利益創出のモデルとして県内の様々な業種でも取り組めるよう模範となる取り組みにしていく。

(連携意義)

流通の上流・下流の企業が一体化することで、不可能であったことが可能となる。
企業同士が点と点のつながりではなく、一体化する事で得られる効果であるため、2社の連携意義は高い。

※内容が多くなる場合は、ページを追加してください。

プロジェクトの実施体制



(注)担当者、責任者が重複しても構いません。

プロジェクト実施スケジュール

■プロジェクト目標1(必ず記入)	
目標内容	目標値
外国人観光客向けの新商品開発	3商品

■プロジェクト目標2(必要に応じて記入)	
目標内容	目標値
外国人観光客向け新商品の販路開拓	30店舗

■プロジェクト目標3(必要に応じて記入)	
目標内容	目標値
外国人観光客向け新商品の売上額	100万円

計画 番号	■計画ごとの達成目標(当年度)		プロジェクトの主な計画(当年度)	スケジュール											備考	
	目標項目	目標値		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				
1	新商品開発(商品数)	3	商品コンセプト、販売価格等設定 試作品作成・検証 試食会・モニター調査実施 パッケージデザイン作成		■	■	■	■	■							試食会・モニター調査結果を反映
2	新商品販路開拓(店舗数)	30	営業ツール作成 県外展示会出展 新商品販路開拓営業実施		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	売り方・売り場提案も実施
3	新商品周知		SNS広告の実施 ホームページ修正 発売イベント・キャンペーン実施								■	■	■	■		沖縄観光中の外国人向け

※「プロジェクト目標」欄には、補助期間終了後のプロジェクトが目指す主な目標を3つ以内に絞込み、目標内容と目標値(定量値)を記入してください。

※「計画ごとの達成目標(当年度)」欄には、補助期間終了後のプロジェクトが目指す目標内容と目標値を達成するために、当年度で目指す目標項目と目標値(定量値)を記入してください。

※「プロジェクトの主な計画(当年度)」欄には、「計画ごとの達成目標(当年度)」を達成するために、当年度で実施する計画及び方法を記入してください。

※補助金の複数年度活用を予定している場合、複数年度分のスケジュールをご用意ください。

(別紙4)

収 支 計 画 書(申請プロジェクト全体)

(単位:千円)

		H31年度(計画)	H32年度(計画)	H33年度(計画)	H34年度(計画)	H35年度(計画)
プロジェクトの見込み収支 [プロジェクト年度(4月～3月)を1年として記載]						
今年度立案計画	売上高	1,800,000	21,600,000	24,000,000	30,000,000	34,800,000
	営業利益	1,080,000	3,240,000	14,400,000	18,000,000	20,880,000
	従業員数	1	3	7	12	20
プロジェクト見込み収支売上算出根拠 (「単価×販売数量」のように売上算出根拠を記載してください。)						
<p>売上は2社分を記載すると重複計上になる部分があるため有限会社新菓子流通のものを記載。 営業利益は2社合計分を記載。 その条件下では利益率は60%となる見込みである。</p> <p>想定菓子単価⇒ 1,000円 2,000円 3,000円の3種</p>						
H31年度		売上	売上合計	営業利益	営業利益	
@1,000×100個×3ヶ月		300,000	1,800,000	180,000	1,080,000	
@2,000×100個×3ヶ月		600,000		360,000		
@3,000×100個×3ヶ月		900,000		540,000		
H32年度		売上	売上合計	営業利益	営業利益	
@1,000×300個×12ヶ月		3,600,000	21,600,000	2,160,000	12,960,000	
@2,000×300個×12ヶ月		7,200,000		4,320,000		
@3,000×300個×12ヶ月		10,800,000		6,480,000		
H33年度		売上	売上合計	営業利益	営業利益	
@1,000×500個×12ヶ月		6,000,000	24,000,000	3,600,000	14,400,000	
@2,000×300個×12ヶ月		7,200,000		4,320,000		
@3,000×300個×12ヶ月		10,800,000		6,480,000		
H34年度		売上	売上合計	営業利益	営業利益	
@1,000×600個×12ヶ月		7,200,000	30,000,000	4,320,000	18,000,000	
@2,000×500個×12ヶ月		12,000,000		7,200,000		
@3,000×300個×12ヶ月		10,800,000		6,480,000		
H35年度		売上	売上合計	営業利益	営業利益	
@1,000×700個×12ヶ月		8,400,000	34,800,000	5,040,000	20,880,000	
@2,000×500個×12ヶ月		12,000,000		7,200,000		
@3,000×400個×12ヶ月		14,400,000		8,640,000		

プロジェクト概要書

(企業連携プロジェクト用)

■ 新規 □ 継続2年目 □ 継続3年目

プロジェクト名	海外観光客向け新商品開発と販路開拓プロジェクト					補助金申請額	¥12,366,000
代表企業	株式会社沖縄県産業振興公社		連携企業	有限会社新菓子流通			
過去3か年の財務状況(申請企業)				事業費及び内訳			単位:千円
	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期	科目名	総事業費	補助対象額	
売上高	60,796	66,876	68,980	広告宣伝費	5,580	5,022	
営業利益	5,549	5,882	5,882	研究開発費	4,370	3,933	
経常利益	5,237	5,551	5,551	人件費	1,600	1,440	
自己資本	9,884	10,378	1,899	その他科目計	2,190	1,971	
従業員数	20人	19人	20人	合計	13,740	12,366	
概要	<p style="color: red;">沖縄県の県産食材を使用した菓子の製造、卸を行っている企業が連携して観光客や県外の消費者をターゲットとした新商品開発を行い、継続的に黒字体質を維持できる仕組み作りを行う。 新商品の開発のみならず、広告宣伝にも注力することで販売成功性を高める。 また、売上から創出される利益の獲得だけではなく、両社の事務機能の一部共有を行うサプライチェーン化を行い、コスト削減による利益創出も併せて取り組む。 県内中小企業の利益創出モデルとなるべく確実な売上・利益と雇用を創出できるプロジェクトである。</p>						
現状及び課題	<p>1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧来の商品が伸び悩んでおり、新商品の市場投入が必要である。 ・黒字経営を続けているが、赤字転落のリスクマネジメントがなされていない。 ・販売先が県内のみとなっている。 ・倉庫が飽和状態 ・外注比率が高い(安易に再委託している) ・販売先の新規開拓が出来ておらず、数年前から同一ルート配送を行っている。 			<p>2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発による新収入源の獲得(売上増加) ・サプライチェーン構築による物流機能改善(コスト削減) 			
要点	<p>計画①新商品開発(株式会社沖縄県産業振興公社が主体) 沖縄県には長寿のイメージが強い為、沖縄県産食材を使用した菓子を開発する。 具体的には、.....</p> <p>計画②商品販路開拓(有限会社新菓子流通が主体) 新規販売先獲得の為、東京で開催される商談会に出展する。 出展する展示会は、.....</p> <p>計画③新商品の周知プロモーションを実施する(株式会社沖縄県産業振興公社が主体) SNSやホームページを活用し新商品の認知度UPに向けた活動を行う。 具体的には、.....</p>						
期待する成果	<p>新商品開発により、既存商品のライフサイクルに依存しない経営が実現する。2社が連携を組むことで、製販一体となったサプライチェーンの構築が実現する。沖縄県内の中小企業でサプライチェーン構築による、売上利益拡大に向けた取り組みを行っている中小企業は殆ど無いはずなので、他社との差別化を図る契機となる。また、2社が協業することでそれぞれの会社の重複業務が削減されるため、コスト削減にも期待効果が高い。</p>						
貢献・波及効果	<p>沖縄県の食品流通に関わる中小企業はプロダクトアウト型の生産を行っているが、サプライチェーンを構築する事でマーケットイン型の生産にシフトできる。この事により、無駄な生産を減らし、流通在庫を減らすことが可能になる。 本プロジェクトは大企業ではなくても中小企業の協業と工夫により、売上増、コストダウンを実現するもので利益の創出が可能になる取り組みである。利益創出のモデルとして県内の様々な業種でも取り組めるよう模範となる取り組みにしていく。</p>						

※文字の大きさは10ポイント以上で、印刷時に1枚(A4)に収まるように記入してください。※行の追加・削除はしないでください。